

Title	スウェーデン統治組織法 (試訳)
Sub Title	The form of Government of Sweden (SFS 1991 : 1503)
Author	坂田, 仁(Sakata, Jin)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1994
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.67, No.8 (1994. 8) ,p.71- 97
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	資料
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19940828-0071">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19940828-0071</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

資料

スウェーデン統治組織法（試訳）

（一九七四年勅令第一五二号により公布、最新版は、  
スウェーデン法令全書一九九一年第一五〇三号）  
(Regeringsformen, Kungjord genom 1974 : 152,  
senast omtryckt SFS 1991 : 1503)

坂田 仁／訳

解題に代えて

第一章 国家形態の基礎

第二章 基本的自由及び基本的権利

第三章 国会

第四章 国会の職務

第五章 国家元首

第六章 政府

第七章 政府の職務

第八章 法律及びその他の法令

第九章 財政権

第一〇章 外国との関係

第十一章 司法及び行政

第十二章 統制権

第十三章 戦争及び臨戦状態

解題に代えて

一九九二年の春スウェーデンの首席議会オンプヅマンであるエクルンド氏が来日され、早稲田大学その他で講演をされて帰国された。その折り、早稲田大学の講演会に出席する機会に恵まれ、いくつか質問したことがあった。議会オンプヅマンが統治組織法の第二章「統制権」の中に根拠規定を有しているスウェーデンに特殊な制度であることは、一般によく知られている。これ以前一九八九年にスウェーデンに研究旅行した際、T判事のご好意で議会オンプヅマン事務所を訪問し、オンプヅマンの年次報告その他の資料を恵贈されていた。<sup>(3)</sup>

また、たまたま昨年日本刑法学会のワークショップで刑事訴訟法上の強制処分(検証)として電話の傍受が取り上げられ、その折りにスウェーデンでは、電話の傍受が統治組織法で禁止されていることを発言したことがあった。また、スウェーデンでは死刑の廃止が統治組織法に定められていることも、何かの機会に発言したことがあった。

更に、訳者は、一九九二年の秋より常磐大学において刑事司法制度論の講義を担当するようになり、比較法的視点からスウェーデンの制度について、それまで以上に関心をもつようになった。

また、これよりさき、一九八七年にスウェーデン社会研究所編の「スウェーデンハンドブック」<sup>(5)</sup>の中でスウェーデンの司法制度について短い紹介も行っており、統治組織法などの説明を

それに含めていた。

これらの諸事情から、統治組織法の内容についてある程度の知識の必要性を感じ、統治組織法の翻訳を意図するようになった。

ここに示す訳文は必ずしも適切とはいえない難しい部分もあるが、テキストとしては一九九三年のスウェーデン王国法典(Svenska Rikes Lag, 1993)を用いているので、一九九三年一月一日現在の正文に基づいた最新の訳文として、関心のある人には何らかの参考になるものと考えた次第である。

この翻訳を行っていて、いくつか私なりにスウェーデンの統治組織法の特徴に気づいた点もあるが、非専門家の発言として過誤を含むおそれも多分にあると考え、訳文のみを示すことにしたい。

〔注〕

- (1) 本法は、現国王の即位直後、一九七四年に全面改正されたものであるが、その後部分改正かなされ、現在の形で一九九一年に新版が法令全書に載せられた。それを示しているのがこの番号である。
- (2) Class Eklundh, The Parliamentary Ombudsmen in Sweden, Lecture at the Waseda University(Mimeo), May 21, 1992
- (3) 訳者が接触したのは、社会福祉領域を担当されているS議会オンプヅマンである。
- (4) 担当は慶應義塾大学の安富教授である。
- (5) スウェーデン社会研究所編「スウェーデンハンドブック」、早稲田大学出版会、昭和六二年(新版、平成五年)。

(6) 一九九四年版に変更点はなく、一九九四年一月一日現在の正文でもある。

〔翻訳〕 統治組織法

第一章 国家形態の基礎

第一条 スウェーデンにおけるすべての公権力は、国民に発する。

スウェーデンの国民支配は自由な意見形成及び一般的かつ平等な選挙権に基づく。右の国民支配は、代表制及び議會制国家形態、並びにコムーニ自治支配によつて実現される。

公権力は、法律に従つて行使される。

第二条 公権力は、すべての人々の平等な価値並びに個々の人々の自由及び尊厳に対する尊敬をもつて、行使されなければならない。

個人の私的、経済的及び文化的福利は、公的活動の基本的な目標でなければならない。労働、住居及び教育の権利を充足し、並びに社会的な保護及び平穩、及び良好な生活環境を求めて活動することは、特に公共に課せられた義務である。

公共は、民主主義の理念が国家社会のすべての領域において指導的になるように活動しなければならない。公共は、男子及び女子に平等な権利を保障し、かつ、個人の私的生活及

び家族生活を擁護しなければならない。

人種的、言語的及び宗教的少数者の、固有の文化生活及び社会生活を維持発展させる権利は助長されるべきものとする。

第三条 統治組織法、王位継承法、出版の自由法、及び表現の自由基本法が王国の基本法である。

第四条 国会は、国民の最高の代表機関である。

国会は、法律を制定し、国税について定め、及び国家の資金が用いられる方法を定める。国会は、王国の支配及び管理を調査する。

第五条 王位継承法に従つてスウェーデンの王権を保有する国王又は女王は、王国の元首である。

この統治組織法の国王に関する規定は、女王が元首である場合には、女王に適用される。

第六条 政府は、王国を支配する。政府は、国会に対して責任を負う。

第七条 王国には、固有コムーニ及びランツティング・コムーニが存在する。コムーニの決定権は、選挙された代表議会によつて行使される。

コムーニは、自らの職務の遂行のために税金を徴収することができる。

第八条 司法機関として裁判所が存し、公行政の機関として王国及びコムーニの行政官庁が存する。

第九条 裁判所並びに行政官庁及びその他の公行政の職務を遂

行するものは、その活動にあたって、すべての者の法律の前の平等を尊重し、並びに即事性及び非党派性を遵守しなければならない。

## 第二章 基本的自由及び基本的権利

第一条 すべての国民は、公共に対して以下に定めることを保障される。

一、表現の自由、即ち、口頭、書面若しくは図画、又はその他の方法により情報を記述し、並びに思想、見解及び感情を表明する自由

二、情報の自由、即ち、情報を取得し及び受領すること、並びにその他、他の者の表現に接する自由

三、集会の自由、即ち、情報を求め、意見を表現し、若しくはその他同様な目的のため、又は芸術的製作の展示のために会合を主催し、及び参加する自由

四、示威活動の自由、即ち、公共の場所において示威活動を主催し、及び参加する自由

五、結社の自由、即ち、公共の、又は個別的な目的のために他の者と結合する自由

六、宗教の自由、即ち、個人的に、又は共同して、他の者との自らの宗教活動を行う自由

出版の自由、並びに、放送、テレビジョン及び同様な伝達手段、フィルム、ビデオ映像及びその他の動画の記録物並び

に音声の記録物に関しては、出版の自由法及び表現の自由基本法に定めるところが適用される。

出版の自由法にはまた公共の記録を取得する権利についても規定を設ける。

第二条 すべての国民は、公共に対して、政治的、宗教的、文法的又はその他の同様な面で、自らの所信を告白するような強制から保護される。すべての国民は、更に、公共に対して、世論形成のための団体行動若しくは示威活動、若しくはその他の意思表明に参加し、又は政治結社、信仰団体若しくは第一文に定める所信のためのその他の結社に所属することへの強制から保護される。

第三条 公共の登録機構への国民の登録は、それら国民の同意なしに、その政治的所信に基づいてなされてはならない。

各々の国民は、法律の定める範囲内において、その国民に関する情報がコンピュータ処理の助けをかりて登録されることにより、自らの個人的プライバシーが害されることに対して保護される。

第四条 死刑は、あつてはならない。

第五条 すべての国民は、身体刑に対して保護される。更に、国民は、陳述を強制し又は妨害することを目的とした拷問及び薬理的影響に対しても保護される。

第六条 すべての国民は、第四条及び第五条に定める以外の場合であつても、公共に対して、身体の強制された侵害から保

護される。この他、すべての国民は、身体の搜索、家宅搜索及び同様な侵害、並びに信書の調査またはその他の機密送付物及び電話の会話若しくはその他の機密メッセージの秘密傍聴又は受信に対しても保護される。

第七条 国民は、国外に追放されることはなく、又は王国内を旅行することを妨げられない。

王国に現に居住し、又はかつて居住した国民は、明示の同意に従い、又は公務に就くことによつて、同時に外国の国民になる場合の他は、自らの国籍を奪われてはならない。ただし、十八歳未満の児童は、その国籍に関しては、両親又はその一人に従うべき旨の規定を設けることを妨げない。出生後、外国の国籍をも取得し、かつ、引続き右外国に居住する者は、十八歳に達し、又はその後、スウェーデン国籍を喪失する旨の規定を、右外国との協定に従つて、設けるべきである。

第八条 すべての国民は、公共に対して自由剥奪から保護される。すべての国民は、また、王国内で移動し、及び王国を離れる自由を保障される。

第九条 裁判所以外の官庁が、犯罪又は犯罪の嫌疑を事由として、国民の自由を剥奪した場合、その者は、無理由な遅滞なしに、裁判所に事案の審理をさせることができなければならない。ただし、外国で言い渡された自由を剥奪する制裁の執行の王国への移送が問題になる場合は、この限りでない。

第一項に定める事由以外の事由で、国民が強制的に拘束さ

れた場合、その者は、同様に、無理由な遅滞なしに、裁判所に事案の審理をさせることができなければならない。右の場合における参審員の審理は、参審員の構成が法律によつて定められ、かつ、右の参審員の議長が資格ある裁判官であるか、又は裁判官であつた者でなければならない場合には、裁判所の審理と同視される。

第一項又は第二項に定める審理が、関係官庁の内規によつて、権限のある官庁の所轄に属していない場合には、右の審理は、一般裁判所の権限に属するものとする。

第一〇条 刑罰又はその他の犯罪に対する制裁は、その行為が行われたときに、犯罪に対する制裁を定められていなかった行為に対しては、これを科すことはできない。また、そのときに右の行為に対して定められていたよりも重い、犯罪に対する制裁を科すこともできない。犯罪の制裁に関する右の規定は、没収及びその他の犯罪に対する特別な効果にも適用される。

税金又は国の掛金は、納税義務又は掛金納入義務を設定した状況が発生したときに適用されていた規定に従う程度以上に、これを徴収することはできない。ただし、政府又は国会の委員会が国会に対して提案をした場合には、国会がそれを必要とする特別な理由を認めるならば、法律は、前記の状況が発生したときに右の法律がまだ執行されていなかったことにかかわらず、税金又は国の掛金が徴収されることを内容と

することが出来る。かかる提案を期待する旨の、政府から国会にあてた文書による声明は上記の提案と同視される。更に、国会は、戦争、臨戦状態、又は重大な経済的危機と結合して、特別な理由があつて必要と認める場合には、第一文の例外を定めることができる。

第一条 すでに行われてしまつた行為に対して、裁判所を設置することはできない。また、争訟又はその他の訴訟事件に關しても同様とする。

裁判所の公判は、公開されなければならない。

第二条 第一条第一号ないし第五号、第六条、第八条及び第十一条第二項に定める自由及び権利は、第十三条ないし第十四条の認める限度において、法律により、これを制限することができる。法律による授權の後は、それらの自由及び権利は、第八章第七條第一項第七号及び第十條に示される場合には、他の法令によつてこれを制限することができる。同様な手続きにより集会の自由及び示威行動の自由は、第十四條第一項第二文に示される場合にも、これを制限することができる。

第一項に定める制限は、民主主義社会において承認される目的を達成するためにのみ、これを行うことができる。右の制限は、この制限を導いた目的にてらして、不可欠なところをこえることがあつてはならず、また、国民支配の基礎のひとつとしての自由な意見形成に対する脅威となるように、拡

張されてはならない。政治的、宗教的、文化的、その他の同様な所信にのみ基づいて、右の制限を行うことはできない。

第一項に定める法律の提案又はかかる法律の改正若しくは廃止に關する提案は、国会によつて拒否されなかつた場合であつても、国会議員十人以上の動議に基づき、右の提案に關する最初の委員会意見が国会の本会議に通告された後、十二月以上が決定に同意する場合には、これに妨げられず、右の提案を可決することができる。

第三項の規定は、法律の二年以下の継続的効力にかかる法律の提案には、これを適用しない。右の規定は、また次の各号にかかわる提案にも、これを適用しない。

- 一、公共の事務の中で、又は職務上の義務の履行にあつて経験したこと、及びその秘密保持が出版の自由法第二章第二条に示される利害にてらして必要とされることを開示することの禁止
- 二、家宅搜索若しくは同様な侵害、又は
- 三、ある行為に対する制裁としての自由刑

国会に關しては、憲法委員会が、ある法律の提案の問題に第三項を適用できるか否かを審議する。

第十三條 表現の自由及び情報の自由は、王国の安全、国民の生活維持、公共の秩序と安全、個人の尊重、私的生活の神聖、又は犯罪の予防及び鎮圧にてらして、これを制限することが

できる。経済活動における自己表現の自由も、これを制限することができる。その他、表現の自由及び情報の自由の制限は、特に重要な理由がある場合にのみ、これを行うことができる。

第一項によりすることのできる制限の判断に際しては、政治的、宗教的、職業的、科学的、及び文化的事項における、できる限り広範な表現の自由及び情報の自由の重要性が特に尊重されなければならない。

意見の内容を顧慮することなく、意見を頒布又は受領する方法を規制する規定の制定は、表現の自由及び情報の自由の制限とは解されない。

第十四条 集会の自由及び示威行動の自由は、団体行動及び示威行動の秩序及び安全、又は交通にてらして、これを制限することができる。その他、この自由は、王国の安全にてらして、又は伝染病の予防のためにのみ、これを制限することができる。

結社の自由は、その活動が軍事的若しくはそれと同様な性質をもち、又は、ある民族、ある皮膚の色若しくは、ある民族の出自の民衆の集団の迫害を内容とする者達の結合に関する限度でのみ、これを制限することができる。

第十五条 法律及びその他の規定は、民族、皮膚の色又は人種的出自にてらして、少数者に属することを理由として、国民の誰かを差別するものであつてはならない。

第十六条 法律及びその他の規定は、男性及び女性の間の平等を実現する努力の一環をなし、又は徴兵義務若しくはそれに相当する従業義務にかかるものである場合を除いて、性別を根拠として、国民の誰かを差別するものであつてはならない。

第十七条 労働者の団体、並びに使用者及び使用者の団体は、法律又は契約に別段の定めのある場合を除き、職業上の争議手段をとる権利を有する。

第十八条 すべての国民は、その財産が強制収用又はその他の同様な収用処分によつて、取立を受ける場合には、法律に定められる根拠に従い、損失に対する補償を保障されなければならない。

第十九条 著作者、芸術家、及び写真家は、法律に定められる規定に従つて、自らの作品に対する権利を有する。

第二〇条 次に掲げる事項について外国人は、王国において、スウェーデン国民と同様に位置づけられる。

一、世論形成のための団体行動、若しくは示威行動若しくはその他の意思表明に参加し、又は信仰団体若しくは結合に属することの強制に対する保護（第二条第二文）

二、コンピュータ処理における個人的プライバシーの保護（第三条第二項）

三、死刑、身体刑及び拷問、並びに表現を強制し又は妨害する目的の薬理的影響に対する保護（第四条及び第五条）

四、犯罪又は犯罪の嫌疑を事由とする自由剥奪について裁判

所の審理を受ける権利(第九条第一項及び第三項)

五、犯罪に対する適及的制裁及びその他の適及的法律効果、並びに適及的課税又は国の掛金に対する保護(第十条)

六、ある事件における裁判所の設置に対する保護(第十一條

第一項)

七、民族、皮膚の色若しくは人種の出自を根拠とする、又は

性別を根拠とする差別に対する保護(第十五条及び第十六條)

八、職業的争議手段への権利(第十七條)

九、強制収用又はその他の同様な収用処分の際に補償を受ける権利(第十八條)

法律に別段の定めのある場合を除き、外国人は、この王国内において、次に掲げる事項についても、スウェーデン国民と同様に位置づけられる。

一、表現の自由、情報の自由、集会の自由、示威行動の自由、結社の自由及び信教の自由(第一條)

二、所信を明らかにすることの強制に対する保護(第二條第一文)

三、第四条及び第五条に定める以外の場合の身体的侵害に対する保護、身体の搜索、家宅搜索及び同様な侵害に対する保護、並びに秘密の信書に対する侵害に対する保護(第六條)

四、自由剥奪に対する保護(第八條第一文)

五、犯罪又は犯罪の嫌疑以外の事由による自由剥奪について

裁判所の審理を受ける権利(第九条第二項及び第三項)

六、裁判所の裁判の公開(第十一条第二項)

七、所信を根拠とする侵害に対する保護(第十二條第二項

三文)

八、著作者、芸術家及び写真家の自らの作品に対する権利

(第十九條)

第二項に定める特別な規定については、第十二條第三項、第四項第一文及び第五項を適用する。

### 第三章 国会

第一条 国会は、自由な、匿名の、かつ直接の選挙によつて選出される。

国会は、三百四十九人の議員をもつ二院により構成される。議員には、代替議員を設ける。

第二条 国会への選挙における投票権は、王国に住所を有するスウェーデン国民に帰属する。王国に住所を有しないスウェーデン国民の投票権については、法律に定める。選挙のときまでに十八歳に満たない者は、投票権を有しない。

第一項による投票権の有無の問題については、選挙の前に作成される投票者名簿に基づいて、これを決定する。

第三条 国会の通常選挙は、三年ごとに実施する。

第四条 政府は、通常選挙の間に、国会の臨時選挙を命じるこ

とができる。臨時選挙は、右の命令の後三月以内に、これを行う。

国会の選挙の後は、新たに選出された国会の最初の会期から三月を経過した後でなければ、政府は、臨時選挙を命ずることはできない。また、政府は、その構成員の全員が解任された後、新たな政府が成立するまでの間、その他位を保持している期間中も、臨時選挙を命ずることはできない。

特別な臨時選挙については、第六章第三条に定める。

第五条 新たに選出された国会は、選挙期日の後十五日以内、早くとも、選挙の結果が公示された日から四日後に、招集される。

すべての選挙は、新たに選出された国会が招集されてから、その直後に選出された国会が招集されるまでの期間、有効である。この期間を国会の選出期間という。

第六条 国会の選挙のために、王国を選挙区に分割する。

国会の議席は、三百十の固定選挙区議席及び三十九の調整選挙区議席により、これを構成する。

固定選挙区議席は、すべての選挙区内の投票権者の数及び全国の投票権者の数の間の比率の計算に基づいて、選挙区間に分配される。分配は、三年に一回確定される。

第七条 議席は、政党の間に分配される。政党とは、特別な標識の下に選挙に臨む選挙人の結合又は集団のすべてを意味する。

全国の投票数の最低四パーセントを獲得した政党のみが、議席の分配に加わる権利を与えられる。ただし、それ以下の投票を得た政党も、右の政党が投票の最低十二パーセントを獲得した選挙区において、固定選挙区議席の分配に加わる。

第八条 固定選挙区議席は、当該選挙区の選挙結果に基づいて、すべての選挙区について、政党の間に比例して分配される。

調整議席は、投票の四パーセント未満を獲得した政党に帰属する固定選挙区議席を例外として、国会のすべての議席の分配が議席の分配に加わった全政党の全国での投票数に比例するように、政党の間に分配される。固定選挙区議席の分配の際に、ある政党がその政党に対する国会の比例代表に対応するよりも多数の議席を獲得した場合、調整議席の分配にあつて、右の政党及び右の政党の獲得した固定選挙区議席は、無視される。調整議席は、政党の間に分配された後に、選挙区に帰属する。

政党間の議席の分配に関しては、百分の百四十に修正された第一次除数による奇数法が適用される。

第九条 政党の獲得したすべての議席に対して国会議員及びその代替議員が選任される。

第一〇条 投票権の条件を充足する者のみが国会議員又は国会議員の代替議員になることができる。

第一一条 国会の選挙については、国会により選任された選挙審査委員会に、不服を申し立てることができる。国会議員に

選出された者は、当該選挙について不服申立がなされていることに妨げられず、その職務を執行する。当該選挙が変更された場合、右の変更が公示された後直ちに、新たな議員がその位置に就く。右の事項は、代替議員にこれを準用する。

選挙審査委員会は、通常の裁判官であるか、かつて通常の裁判官であった者で、かつ国会に属していない者でなければならぬ議長、及びその他の六人の委員で構成される。委員は、すべての通常選挙の後、右選挙が確定後速やかに、審査委員会の新たな選挙が行われる時期に選出される。議長は、特別に選任される。審査会の決定に対しては、不服を申し立てることができない。

第十二条 第二条ないし第十一条に規定する事項の細則及び国会議員の代替議員の選任については、国会法又はその他の法律で定める。

#### 第四章 国会の職務

第一条 国会は、毎年全国会議に参集する。国会又は国会議長が、国会の安全又は自由にてらして、別の指定をしない場合には、ストックホルムで開催される。

第二条 国会は、各選挙期ごとに、議長並びに第一、第二及び第三副議長を互選する。

第三条 政府及びすべての国会議員は、国会法に定めるところに従い、この統治組織法に別段の定めのある場合を除き、国

会で審議されるすべての問題について、提案を行うことができる。

国会は、国会法の規定に従って、憲法委員会、財政委員会及び外交委員会を含む委員会を互選する。政府又は国会議員の提起した議案は、この統治組織法に別段の定めのある場合を除き、委員会の採決の事前に調査される。

第四条 議案が本会議で採決されるべきときは、すべての国会議員及びすべての国務大臣は、国会法に定めるところに従い、意見を述べることができる。国会法には、除外の規定を置く。

第五条 この統治組織法、又は国会の手続きに関しては、国会法に別段の定めのある場合を除き、国会における投票に際しては、投票者の半数以上が一致した意味内容が、国会の決議として、効力をもつ。投票が同数の場合に際しての手続きに関しては、国会法に定める。

第六条 国会議員及びその代替議員は、職務又は彼に課されたその他の同様な義務に妨げられることなく、議員としての付託を遂行しなければならない。

第七条 国会議員及びその代替議員は、国会の許諾がなければ、その付託を免れることができない。

その事由があるときには、選挙審査委員会が、自ら、第三章第十条に従い、議員又は代替議員が資格を有するか否かを審査しなければならない。資格がないと宣言された者は、その宣言により、議員の付託から分離される。

第二項に定める場合の他、議員又は代替議員は、犯罪行為によつて明らかに議員の付託に適さないことが明らかになつた場合にのみ、議員の付託から分離される。

第八条 国会議員の付託を遂行中、又は遂行した者に対しては、その付託の遂行中の意見表明又は行動を根拠として、訴訟を提起し、その自由を剥奪し、又は王国内を旅行することを妨害することはできない。ただし、国会が投票の六分の五以上の一致による決議を以て、それを許可した場合は、この限りでない。

上の場合の他、国会議員が犯罪の嫌疑を受けた場合には、逮捕、勾留、及び拘置に関する法律の規定は、右の議員が犯罪を自白し、若しくは現行犯逮捕された場合、又は問題が二年未満の拘禁の定めのない犯罪にかかるものでない場合のみ、これを適用するものとする。

第九条 国会議員が国会の議長である間、又は政府の一員である間、右の者の付託は、代替議員によつて遂行される。国会は、国会法の中で、国会議員の休暇中に、代替議員が国会議員の地位に立つべきことを定めることができる。

国会議員としての付託の遂行の保護に関する第六条及び第八条第一項の規定は、国会議長及びその付託についても、これを適用する。

国会議員としての付託を遂行する代替議員については、国会議員に関する規定を適用する。

第一〇条 国会議員に関するその他の規定は、国会法に定める。

## 第五章 国家元首

第一条 国家元首は、国務大臣より国事に関して報告を受ける。必要な場合には、政府は、国家元首を議長とする閣議に参集する。

第二条 スウェーデン国民であり、二十五歳に達した者のみが、国家元首として、その職務に就くことができる。国家元首は、同時に、国務大臣となり、又は国会議長若しくは国会議員としての付託を遂行することはできない。

国家元首は、王国内を旅行する場合、事前に国務大臣と協議しなければならない。

第三条 国王が病気にかかり、外国を旅行し、又はその他の原因で、その職務の遂行を妨げられる場合、王家の係累が、有効な王位継承順位に従い、臨時の国家代表者として、国家元首の職務を遂行するために、その他位に就くことを妨げられない。

第四条 王室が断絶した場合には、国会は、国家元首の職務を、当分の間遂行する国家代表者を選任する。国会は、同時に、副国家代表者を選任する。

国王が死亡又は引退し、かつ王位継承者が二十五歳に満ちていない場合も、同様とする。

第五条 国王が、継続して六月間自らの職務の執行を妨げられ

るか、又は職務の執行を懈怠した場合、政府は、国会に対してその旨の通告をしなければならぬ。国会は、国王が引退したと解すべきか否かを決定する。

第六条 第三条又は第四条に従い職務の執行をする権限を行使できる者が誰もいないときには、国会は、政府の命令に従つて臨時国家代表者として職務を執行する者を選任することができる。

権限ある者の誰も職務を執行できないときには、議長、又は議長不在の場合には副議長が命令に従つて臨時国家代表者として職務を執行する。

第七条 国王は、自らの行為に関して訴追を受けることを得ない。国家代表者は、国家元首としての自らの行為に関して訴追を受けることを得ない。

## 第六章 政府

第一条 政府は、内閣総理大臣及びその他の國務大臣によつて成立する。

内閣総理大臣は、第二条ないし第四条に規定する手続きにより選任される。内閣総理大臣は、その他の國務大臣を選任する。

第二条 内閣総理大臣が選任されなければならないとき、国会議長は、国会内の各政党の代表者を協議のために招集する。

議長は、副議長と相談し、その後、国会に對する提案を提示

する。

国会は、この後遅くとも四日目に、委員会における事前審査なしに、投票により右の提案を審議しなければならない。

国会議員の半数以上が右の提案に反対の投票をする場合、右の提案は、拒否される。その他の場合には、右の提案は、承認される。

第三条 国会が議長の提案を拒否する場合、第二条に従つて再度手続きがなされる。国会が議長の提案を四回拒否した場合には、内閣総理大臣の選任のための手続きは中止され、国会議員選挙が行われた後に最初に再度取り上げられなければならない。三月以内に通常選挙がな行われなければならない。その期間内に臨時選挙が実施されなければならない。

第四条 国会が新しい内閣総理大臣の提案を承認したとき、内閣総理大臣は、できるだけ速やかに、国会に對して、自らを選任した國務大臣を通知しなければならない。その後、国家元首、又は国家元首欠缺の場合には国会議長の臨席する特別閣議において、政府の交替が行われる。議長は、常に右の特別閣議に招聘される。

議長は、国会を代理して内閣総理大臣の任命を発令する。第五条 内閣総理大臣又はその他の國務大臣が国会の信任を得ることがないと国会が宣言する場合、国会議長は、その國務大臣を解任しなければならない。ただし、政府が国会に對して臨時選挙について命令できる場合には、内閣不信任宣言か

ら一週間以内に政府が臨時選挙について命令するならば、解任についての決議がなされてはならない。

第六条 国務大臣が自らの解任を求めるとき、内閣総理大臣は、国会議長により、その他の国務大臣は内閣総理大臣により、解任されなければならない。内閣総理大臣は、右以外の場合でも、他の国務大臣を解任することができる。

第七条 内閣総理大臣が解任されるか、又は死亡した場合、国会議長は、その他の国務大臣を解任しなければならない。

第八条 政府の全閣僚が解任された場合、右の全閣僚は、新しい政府が成立するまで、その地位を保持する。内閣総理大臣以外の国務大臣が自らの求めにより解任された場合には、右の国務大臣は、内閣総理大臣の求める場合、その後任者の任命までその地位を保持する。

第九条 十年以上スウェーデン国民である者のみが国務大臣にすることができる。

国務大臣は、公私の職に就くことができない。国務大臣はまた、自らへの信任に触れる委託を受け、又は活動を行うことができない。

第一〇条 国会議長に支障のある場合には、副議長が本章により議長に属する職務を引き受ける。

## 第七章 政府の職務

第一条 政府案件の準備のために内閣を置く。内閣には、個別

の活動分野のために省を設ける。政府は、案件を省に分配する。内閣総理大臣は、国務大臣の中から省の長を任命する。

第二条 政府案件の準備に際しては、必要な情報及び意見が関係官庁から収集されなければならない。必要とされる範囲で、団体及び個人に意見表明の機会が与えられなければならない。

第三条 政府案件は、政府によつて、閣議において裁決される。ただし、法令により国防力の領域にかかわる政府案件、又は個別の政府案件は、法律に定める範囲で、内閣総理大臣の同意のもとに、右の案件の属する省の長がこれを裁決することができる。

第四条 内閣総理大臣は、国務大臣を閣議に招集し、閣議の議長となる。閣議には、最低五人の国務大臣が出席しなければならない。

第五条 省の長は、閣議において、自らの省に属する案件の説明者となる。ただし、内閣総理大臣は、ある省に属する案件又は案件群が右の省の長以外の国務大臣によつて説明されるべき旨を命令することができる。

第六条 閣議においては、閣議録が作成される。意味内容の分裂は、閣議録に記載されなければならない。

第七条 法令、国会への提案及びその他の政府の決定の発出は、それが有効であるために、政府を代表して内閣総理大臣又はその他の国務大臣によつて署名されなければならない。ただ

し、政府は、命令によつて、特別な場合には政府委員が右の発出に署名すべき旨を命令することができる。

第八条 内閣総理大臣は、内閣総理大臣に差し支えのある場合の臨時代理の資格をもつてその職務を遂行するように、他の國務大臣の一人を選ぶことができる。内閣総理大臣が臨時代理を選任しなかつた場合、又は右の臨時代理にも差し支えがある場合には、内閣総理大臣の職務は、國務大臣の中で最も長くその職にあつた現職の國務大臣に、その代わりに委ねられる。二人以上の國務大臣が同一の期間國務大臣の職にあつた場合には、その中の年長者が優先順位を得る。

## 第八章 法律及びその他の法令

第一条 基本的な自由及び権利に関する第二章の諸規定に基づき、一定の内容の規則は法律によつてのみ制定され、また、一定の場合における法律の提案は個別的な手続きによつて処理されなければならない。

第二条 個人の地位並びに個人の個人的及び経済的状况に関する規則は、相互に関連づけて法律により制定されなければならない。

右の規則は、特に

一、スウェーデン国籍に関する規則

二、家族の氏、婚姻及び親子、遺産及び遺言、並びにその他の家族関係に関する規則

三、不動産及び動産の権利、契約、並びに、会社、社団、共同地団体及び財団に関する規則をいう。

第三条 個人及び公共の間の関係に関する規定は、個人にとり義務の賦課に関わり、又は個人の個人的若しくは経済的關係への侵害を内容とするものの場合、法律によつて制定されなければならない。

右の規定は、特に犯罪及び犯罪の効果、国に対する税金、並びに強制調達及び同様な収用処分に係るものである。

第四条 全国的意向表示国民投票、及び基本法の問題における国民投票の手續きに関する規定は、法律によつて制定される。

第五条 王国のコミーンへの分割の変更の根拠、並びにコミーンの組織及び活動形態、及びコミーンの課税の根拠は、法律で制定される。コミーンのその他の権能及びその責務に関する規定も法律により制定される。

第六条 国会が閉会している間、財政委員会及び租税委員会は、所得税、財産税、相続税又は贈与税以外の税金について法律の授權に従い、政府の提案に基づいて、課税率を定め、又は右の法律に定める税金が発効するか廃止されるかを決議する。右の授權には、事業の種類による相違及び王国の地域による相違を設ける権利を含ませることができる。財政委員会及び租税委員会は、合同会議においてその決定権を行使する。議決は、法律により、国会に代わつてなされる。

第一項に基づいて財政委員会及び租税委員会が議決した法律は、政府によつて、次の国会の会期の初日から一月以内に国会に提出されなければならない。国会は、提出後一月以内に右の法律を審議しなければならない。

第七条 第三条又は第五条に妨げられることなく、政府は、法律による授權を得た後、政令によつて、下記の事項に関して、租税以外の事項について規定を定めることができる。

- 一、生命、個人的安全又は健康の保護
- 二、外国人の本王国での滞在
- 三、商品、通貨若しくはその他の資産の輸出入、製品、通信、信用供与、産業活動、配当、又は、建物、建造物及び建築環境の造出
- 四、狩猟、漁労、動物保護、又は自然及び環境保護
- 五、交通及び公共の場所の秩序
- 六、高等教育及び一般教育
- 七、公務において経験したこと又は公務の執行中に経験したことを明かすことの禁止

第一項に定める授權は、罰金を越える犯罪への法律効果に関する規定を定める権利をもたらずものではない。第一項に基づく授權を内容とする法律の中で、国会は、右の授權に基づいて政府が定める規定の違反に対して罰金以外の法律効果を定めることができる。

第八条 第二条、第三条又は第五条に妨げられることなく、政

府は、法律による授權を得た後、政令によつて、義務の履行の猶予に関する規定を定めることができる。

第九条 第三条に妨げられることなく、政府は、法律による授權を得た後、政令によつて、商品の輸入への関税について規定を定めることができる。

政府又はコムーンは、国会による授權の後に、その他の場合には第三条に基づき国会の定めるべき掛金を定めることができる。

第一〇条 政府は、法律による授權を得た後、第七条第一項又は第九条に定める事項について、政令によつて、右の法律の規定の適用の開始及び終了を定めることができる。

第一一条 国会は、本章に従つてある事項について規定を定めることを政府に授權する場合、政府が行政機関又はコムーんに右の事項について規定の制定を委譲することを許可することができる。

第十二条 政府がこの統治組織法に定める授權に基づいて定めた規定は、国会の定めるところに従い、国会へ審査のため、提出されなければならない。

第一三条 政府は、第七条ないし第十条に定めるものの他、政令によつて、次の規定を定めることができる。

- 一、法律の執行に関する規定
- 二、基本法に従えば国会が定めるべきでない規定

政府は、第一項の規定に基づいて国会又はその機関にかか

る規定を決定することができない。また政府は、第一項第二号に基づいてコムの課税権にかかる規定を決定することができない。

政府は、第一項に定める政令において、政府の下にある機関に対して、当該事項について規定を定めることを委譲することができる。また、第二項に妨げられることなく、政府は、政令の中で、国会の機関に対して、第一項に定める規定であつて、かつ国会もしくはその機関の所轄に属する事項に無関係な規定を定めることを委譲することができる。

第十四条 ある事項について規定を決定する政府への授權は、国会が法律によつて同一の事項について規定を定めることを妨げない。

国会は、法律によつて、国立銀行に対して、第九章に從うその責任領域内で規定を定めることを付託することができる。法律における授權の後に、国会の機関は、国会又はその機関の所轄する事項に関わる規定を定めることができる。

第十五条 基本法は、二個の同一の表現の決議によつて制定される。第二の決議は、第一の決議の後国会への総選挙が行われ、かつ、新しく選出された国会が招集される以前には、これを行うことができない。更に、憲法委員会が右の議案の審査の際に行つた決議で、かつ、議員の六分の五が賛成している決議によつてその例外を認めない限り、右の議案が最初に国会に通告された時点と右の総選挙との間に九月が経過して

いなければならない。

国会は、最初に採択された他の待機中の基本法の立法提案を同時に廃案にすることなしに、右の提案と一致しない基本法の立法に関する提案を待機中の立法提案として採択してはならない。

国会議員の十分の一以上が待機中の基本法の立法提案の国民投票の請求を行い、かつ、国会議員の三分の一以上がその請求に賛成投票を行う場合、待機中の基本法の立法提案の国民投票が実施されなければならない。右の請求は、国会が基本法の立法提案を待機中の提案として採択した時から十五日以内に、これを行わなければならない。右の請求は、憲法委員会がこれを行うことはできない。

右の国民投票は、第一項に定める総選挙と同時に実施されなければならない。国民投票に際して、右の総選挙において投票権を有する者は、待機中の基本法の立法提案に賛成するか否かを明らかにしなければならない。右の国民投票に参加した者の多数が右の立法提案に反対した場合、及びその者の数が総選挙の際に賛成票を投じた者の半数を越えた場合には、その立法提案は廃案となる。その他の場合には、国会が右の立法提案を最終的な審議に付する。

第十六条 国会法は、第十五条第一項第一文及び第二文並びに第二項に定める方法で立法される。国会法は、また、投票者の四分の三以上又は全国国会議員の半数以上が賛成する単一の

決議によつて立法できる。ただし、国会法の追加規定は一般の法律と同一の方法で決議される。

第十七条 法律は、法律による以外の方法では改正も廃止もできない。基本法の改廃又は国会法の改廃については、第十五条及び第十六条を準用する。

第一八条 法律案に対する意見を提出するために、最高裁判所及び最高行政裁判所の裁判官で構成する立法顧問院を置く。立法顧問院の意見は、政府又は、国会法の定めるところにより国会の委員会により取得される。

立法顧問院の意見は、国会が出版の自由若しくはそれに対応するラジオ、テレビジョンなどの設備、フィルム、ヴィデオ映像、及びその他の動画を録画したものと並びに音声を録音したものである。自己を表現する自由に関する基本法、公共の文書記録を取得する権利の制限に関する法律、統治組織法第二章第三条第二項、第十二条第一項、第十七条ないし第十九条若しくは第二十条第二項に定める法律若しくは右の法律を改正若しくは廃止する法律、コムーンの租税に関する法律、本章第二条若しくは第三条に定める法律、又は、個人若しくは公共の観点から当該法律が重要な場合には第十一章に定める法律を決議する以前に、これを取得するものとする。ただし、立法顧問院の聴取が問題の性質に基づき重要性を欠く場合、又は相当の障害が生じるほどに立法問題の処理を遅延させる場合は、この限りでない。政府が国会に対して、第一文

に定める事項のいずれかについて法律を制定することを提案し、かつ、立法顧問院の意見がそれ以前に取得されなかった場合、政府は、同時にこの理由を国会に説明しなければならない。立法顧問院が法律の提案について意見聴取されなかったことが当該法律の適用の障害になることはない。

立法顧問院の審査は下記の目的をもつ。

一、法律案が基本法及び法秩序とどのような関係に立っているか。

二、法律案の規定が相互にどのような関係に立っているか。

三、法律案が法的安定性の要請とどのような関係に立っているか。

四、法律案が、その法律の目標とするところを充足できるように構成されているかどうか。

五、その適用の際に生じ得る問題は何か。

立法顧問院の構成及び業務に関する細則は、法律で定める。第一九条 決議された法律は、政府によつて遅滞なく裁可されなければならない。ただし、基本法又は国会法に含まれるべきではない国会又はその他の機関に関する法律は、国会がこれを裁可できる。

法律は、可及的速やかに公布されなければならない。法律に別段の定めのない場合には、その他の法令の場合にも本項を適用する。

## 第九章 財政権

第一条 国に対する税金及び掛金について決定する権利については第八章に規定を置く。

第二条 国の資金は、国会の定める以外の方法でこれを用いることはできない。

個別の必要のための国の資金の使用については、国会が第三条ないし第五条に従う予算規則によつて定める。ただし、国会は右以外の手続きで資金を取立てることを定めることができる。

第三条 国会は、次予算年度のための予算規則、又は、特別な理由がある場合はその他の予算期間のために、予算規則を策定する。その際、国会は、国の歳入がどの程度の金額になるかを定め、示された目標に合わせた歳出額を提示する。この決議は国家予算の中に取り入れられる。

国会は、国家予算の特定の歳出額を予算年度以外の時期に支出すべきことを決議できる。

本条による予算規則において、国会は、戦争、臨戦状態又はその他の非常事態における、王国の防衛のための資金の必要性を考慮しなければならない。

第四条 第三条による予算規則を予算年度の始期より以前に完成することができない場合には、国会が、又は会期中でない場合には財政委員会が必要とされる範囲内で、右の予算年度

のための歳出額の予算規則に合わせて期間内に歳出が完了するか否かを定める。

第五条 進行中の予算年度について、国会は、追加予算に基づいて、歳入の新しい計算を行い、並びに歳出額を変更し、又は新しい歳出額を提示することができる。

第六条 政府は、国会に対して国家予算の提案を行う。

第七条 国会は、予算規則その他とともに、ある国家事業への歳出額にかかわるよりも長期にわたる右事業のための基準を決議することができる。

第八条 国の資金及び国のその他の利益は、政府がこれを処分する。ただし、国会若しくはその機関のための資産又は法律において特定の管理を目的とする資産については、この限りではない。

第九条 国会は、必要とされる範囲で、国の資産の管理及びその処分の根拠を設定する。その際、国会は、ある種の措置を国会の許可なしにとることができないことを規定することができる。

第一〇条 政府は、国会の授権がなければ、債務を負い、又は国の経済的義務を引受けることができない。

第一一条 財政委員会は、国家公務員に適用され、又はその他の国会の審議事項に属する雇傭条件に関する交渉問題において、政府の定める国務大臣と討議する。財政委員会は、国会を代表して、右の問題における契約を承認し、又は右の問題が契

約の例外を含む場合にはその例外についての政府への提案を承認することができる。

国会又はその機関の職員に関しては、第一項の規定に代えて、法律に定めるところを適用する。

第一項の規定は、国会が別の決議をした場合には、これを適用しない。

第十二条 国立銀行は、通貨政策及び信用政策に責任を負う王国の中央銀行である。国立銀行は、また安定した効率的な支払体制を促進しなければならない。

国立銀行は、国会に附属する機関である。

国立銀行は、八人の理事により運営される。七人の理事は、国会により選任される。右の理事は、同時に国立銀行の総裁であるべき理事一人を五年の任期で選任する。国会によつて選任された理事は互選により議長を選任する。議長は、他の任務を履行し又は国立銀行の指揮下にある職務に就くことができない。理事の国会による選任、その他国立銀行の運営、及び国立銀行の活動についての規定は、国会法又はその他の法律で定める。

国会が責任免除を拒否する理事は、その職務を解任される。国会によつて選任された理事は、議長を議長の職務から、また理事であり、同時に国立銀行の総裁である理事をその職務から解任することができる。

第十三条 国立銀行のみが紙幣及び硬貨を発行する権利を有す

る。通貨体制及び支払体制に関する規定は、法律によつてこれを定める。

## 第一〇章 外国との関係

第一条 外国及び国際団体との協約は、政府によつて締結される。

第二条 政府は、王国に対して拘束力をもつ国際的な協約が法律を改正又は廃止すること若しくは新しい法律を制定することを前提要件とし、又は右の協約が国会の決議すべき事項に関わる場合には、国会の承認を得ることなしに、右の協約を締結することはできない。

第一項に定める場合において、前提要件とされる国会の決議について特別な条件が規定されている場合には、協約の承認に際して同一の条件が遵守されなければならない。

第一項に定める場合以外の場合であっても、政府は、王国に対して拘束力をもつ国際的な協約が大きい重要性をもつ場合には、国会の承認を得ることなしに、右の協約を締結することはできない。ただし、政府は、王国の利害が要求する場合には、右の協約に対する国会の承認を得ることをしないことができる。右の場合には、政府は、それに代えて、右の協約を締結する以前に外交委員会と討議しなければならない。

第三条 政府は、国際的協約が国会又は外交委員会との共働を必要としない問題での協約の締結を行政機関に付託すること

ができる。

第四条 第一条ないし第三条の規定は、協約以外の形式の王国に対する義務の負担並びに国際的協約及び義務の破棄に準用する。

第五条 統治組織法を直接根拠とし、かつ規定の制定、国家資産の使用、又は国際的協約若しくは義務負担の言明にかかる決定権は、王国が結合し、若しくは結合することになつていゝる平和的協力のための国際組織、又は国際的裁判所に、限定された範囲で委託される。この場合、基本法、国会法、若しくは国会議員の選挙に関する法律の制定、改正若しくは廃止に関する問題、又は第二章に定める自由及び権利の制限に関する問題にかかる決定権を委託することはできない。委託に関する問題の決定に関しては、基本法の制定に関して規定されているところを適用する。右の手続きをふんだ決定をまつ余裕のない場合には、国会が、投票者の六分の五で、かつ全議員の四分の三が賛成する決議によつて、委託の問題について決定する。

国際的協約がスウェーデン法として適用されるべきことを規定している場合には、国会は、第一項に定める手続きによる決議で、将来王国を拘束することになる協約の改正が王国内でも適用されるべきことを規定することができる。右の決議は、限定された範囲での将来の改正のみを目的とするものとする。

統治組織法を直接根拠としない司法事務又は行政事務は、国会の決議によつて、他の国、国際的組織、又は外国の若しくは国際的な機関若しくは団体に、これを委託することができる。国会はまた、法律によつて政府又は他の官庁に、特別な場合における右の委託について決定する権限を与えることができる。その業務が官庁の活動を内容とする場合には、国会の命令は、投票者の四分の三以上が賛成する決議によつて行われなければならない。右の委託に関する問題における国会の決議は、基本法の制定に適用される手続きで、これを行うこともできる。

第六条 政府は、王国にとり重要性を帯び得る外交政策状況について外交委員会に絶えず知らせ、同委員会と必要な都度右の状況について検討しなければならない。重要度の大きい外交案件のすべてにおいて、政府は、可能であれば、結論を出す前に同委員会と検討しなければならない。

第七条 外交委員会は、議長及び国会が議員の互選により選出するその他の九人の委員で構成する。外交委員会の構成に関する細則は、国会法に定める。

外交委員会は、政府が招集する。政府は、少なくとも委員の四人がある問題について検討を要求したときには、委員会を開催しなければならない。委員会の会議の議長となるのは、国家元首又は、国家元首に差し支えがあるときは内閣総理大臣である。

外交委員会の委員及び右の委員会と関わりのある者は、その資格によつて経験した事柄を他の者に伝える問題について注意深くなければならぬ。議長は、無条件の黙秘義務を決定することができる。

第八条 外交案件の帰属する者の長官は、他の国又は国際的組織との関係で重要性のある問題が他の官庁で生じたときには、それについて知らされなければならない。

第九条 政府は、王国の軍隊又はその一部を王国に対する武力攻撃に対抗するために保有することができる。スウェーデンの軍事力は、下記の場合にのみ交戦状態に入り、又は他の国に派遣されることが可能である。

一、国会が認めた場合

二、当該措置の要件を定める法律で認められる場合

三、当該措置をとる義務が、国会の承認を得た国際的協約又は義務より生じる場合

王国が交戦状態にあるとの宣言は、王国に対する武力攻撃の場合を除いて、国会の同意なしにこれを行うことはできない。

政府は、平時又は外国間の戦争下における王国の領土の侵犯を防ぐために、国際法及び国際慣習に従つて、武力を行使することを軍隊に授權することができる。

## 第一章 司法及び行政

第一条 最高裁判所は、最高の一般裁判所であり、最高行政裁判所は、最高の行政裁判所である。最高裁判所又は最高行政裁判所によつて訴訟事件を審理される権利は、法律によつてこれを制限することができる。最高裁判所及び最高行政裁判所においては、裁判所において専任の裁判官である者又はあつた者のみがその構成員としての職務につくことができる。最高裁判所又は最高行政裁判所以外の裁判所は、法律に基づいて設置される。一定の場合における裁判所の設置の禁止については、第二章第十一条第一項に規定する。

第二項に定める裁判所には専任の裁判官を置く。ある一定の群に属する訴訟事件の処理のために設置された裁判所に關してはこの例外を法律で設けることができる。

第二条 いかなる官庁も、国会であつても、個別的な場合に裁判所がどのように判決し又は個別の場合に裁判所がどのように法規則を適用するべきかを指示することはできない。

第三条 個人の間の法的争訟は、法律に基づかずに、裁判所以外の官庁によつてこれを裁判することはできない。自由剝奪の裁判所による審査については第二章第九条に規定する。

第四条 裁判所全体の司法事務、裁判所の組織の大綱及び裁判手続きについては、法律で規定する。

第五条 専任の裁判官に任命された者は、下記の場合にのみ、

その職務から解任される。

一、犯罪、重大な若しくは回復された職務上の義務の懈怠に  
よつて、その職務を保持するには明らかに不適当な場合  
二、有効な年金年齢に達した場合、又は法律により年金を得  
て辞職する義務の生じた場合

裁判所以外の他の官庁の決定によつて、専任の裁判官がそ  
の職務を解任された場合、右の裁判官は、右の決定の裁判所  
による審査を請求することができる。専任の裁判官がその職  
務の執行から外され、又は医師の調査を受けることを義務付  
けられた場合も同様である。

組織上の理由から必要とされる場合、専任の裁判官に任命  
された者は、他の同順位の裁判官職に異動をうけることがあ  
り得る。

第六条 政府に附属して、法務監察長官、検事総長、中央官庁、  
及び州庁を置く。その他の国の行政機関は、当該行政機関が  
統治組織法又はその他の法律によつて国会に附属する官庁で  
ない場合に、政府に附属する。

行政事務は、これをコムーニに委譲することができる。

行政事務は、会社、社団、共用地団体、財団又は個人に、  
これを委託することができる。右の事務が官庁の行動を内容  
とする場合には、法律に基づいてこれを行わなければならない。  
い。

第七条 いかなる官庁も、また国会もコムーニの議決機関も、

個人若しくはコムーニに対立する官庁の行動にかかわる案件  
又は法律の適用にかかわる案件においては、個別的な事件で  
決定をしてはならない。

第八条 司法事務及び行政事務は、基本法又は国会法より生じ  
る以上の程度で、国会がこれを実行することはできない。

第九条 裁判所又は政府に附属する行政機関の職務は、政府又  
は政府の定める官庁により選任される。

国家事務への選任に際しては、前職務又は能力などの事実  
的根拠にのみ考慮が払われなければならない。

スウェーデン市民である者のみが裁判官職、政府に直属す  
る行政官職、又は国会若しくは政府に直属する官庁の長官若  
しくは右の官庁若しくはその執行委員会の委員としての職務  
若しくは囑託、国務大臣の直下の政府事務局の職務、若しく  
はスウェーデンの外交使節としての職務を保持し、執行する  
ことができる。右以外の場合でも、当該職務又は囑託が国会  
の選挙によつて選任されるものである場合には、スウェーデ  
ン市民である者のみはその職務又は囑託を保持することがで  
きる。その他の場合、国又はコムーニの職務又は囑託を保持  
し、執行する権限についてのスウェーデン市民権の要求は、  
法律において、又は法律に定める要件に従つて、これを設定  
することができる。

第一〇条 統治組織法にかかわるもの以外の点での国家公務員  
の法的地位に関する基本規定は、法律でこれを定める。

第一条 裁決された案件の再審及び職務停止期間後の復職は、

問題が政府、行政裁判所又は行政官庁が上級審である案件であるときに、最高行政裁判所によつて認容される。その他の場合には、再審及び職務停止期間後の復職は、最高裁判所、又は法律に定められている限度で、行政裁判所ではないその他の裁判所によつて認容される。

再審及び職務停止期間後の復職に関する細則は、法律で定める。

第二条 政府は、政令又は政府の決定に基づいて制定された規定の例外を認めることができる。ただし、法律又は歳出に関する決議より別段の結果の生じる場合を除く。

第三条 政府は、恩赦により犯罪の制裁又はその他の犯罪の効果を猶予し、又は軽減し、及び個人の人身又は財産に関する官庁によつて決定された侵害の他の同様なことがらを猶予し、又は軽減することができる。

正当な理由が存するとき、政府は、犯罪行為を捜査し、訴追するための措置の進展が行われないように命令することができる。

第四条 裁判所又はその他の公的機関はある規定が基本法又はその他の上位の法令の規定と抵触すること、又は制定された手続きが本質的部分でその制定の際に無視されていたことを認めた場合には、その規定を適用しないことができる。国会又は政府が規定を決定した場合、その適用は、過誤が明白

な場合にのみこれを行わないことができる。

## 第二章 統制権

第一条 憲法委員会は、国務大臣の職務の執行及び政府案件の処理を調査しなければならない。同委員会は、この目的のため政府案件での決定に関する記録及びこれらの案件に附属する書類を取得する権利を有する。その他の委員会及び国会議員は、国務大臣の職務執行及び政府案件の処理について、憲法委員会に対して書面で問題を提起することができる。

第二条 憲法委員会は、年に一回だけその理由が存在する場合に、国会に対して、自らの調査の際に注意を喚起するべきものと認めた事項を報告する権限を有する。国会は、右の事項に基づき政府に対して提案を行うことができる。

第三条 国務大臣である者又は国務大臣であつた者は、国務大臣の職務執行中の犯罪について、自らの職務上の義務をその犯罪によつて甚だしく怠つた場合にのみ責任を負わされ得る。訴追は、憲法委員会が決定し、最高裁判所が審理を行う。

第四条 国会は、国務大臣が国会の信任を受けていないという宣言を発することができる。右の宣言、不信任の宣言、には国会議員の半数を越える者が同意することが必要である。

不信任宣言の動議は、国会議員の十分の一以上の者によつて提起された場合にのみ審議に付される。右の動議は、通常選挙が行われた時又は臨時選挙の決定が告げられた時から、

右の選挙によつて選出された国会が召集されるまでの間には、これを審議に付することはできない。職務を解かれた後に第六章第八条に従つてその地位を保持している国務大臣に関する動議は、いかなる場合にもこれを審議に付することはできない。

不信任に関する動議を委員会で審議してはならない。

第五条 国会議員は、国会法の定めるところに従い、国務大臣の職務の執行に関する事件について国務大臣に対して質問し、問題を提起することができる。

第六条 国会は、国会の定める指示に従つて公の活動における法令の適用を監督する一人又は複数の議会オンブズマンを選任する。議会オンブズマンは、右の指示に示されている事件について訴追を行うことができる。

議会オンブズマンは、裁判所及び行政官庁の合議又は会議に出席することができる。又、右の機関の記録及び書類を取得することができる。裁判所及び行政官庁並びに国又はコミューンの公務員は、議会オンブズマンの要求する情報及び所見を議会オンブズマンに提供しなければならない。右の者以外で議会オンブズマンの監督に服する者も右の義務を負う。公共の検察官は、要求により議会オンブズマンを援助しなければならない。

第七条 国会は、国の活動を調査するために自ら国政調査員を

選任する。国会は、国政調査員の調査が国以外の活動をも包含すべきことを決定することができる。国会は、国政調査に關して指示を定めることができる。

国政調査員は、法の規定に従い、調査に必要な書類、情報及び所見を求めることができる。

国政調査に関するその他の規定は国会法に定める。

第八条 最高裁判所又は最高行政裁判所の裁判官としての職務の執行中の犯罪に関する公訴は、議会オンブズマン又は法務監察長官によつて最高裁判所に対して提起される。

最高裁判所は、最高裁判所又は最高行政裁判所の裁判官がその定めるところに従いその職務から分離又は排除されるべきか、又は医師の診察を受けるべきかについて審理する。右の訴追は、議会オンブズマン又は法務監察長官によつて提起される。

### 第一三章 戦争及び臨戦状態

第一条 王国が戦争又は臨戦状態に入り、かつ国会が開かれていない場合、政府又は国会議長は、国会を召集しなければならない。召集状を発する者は、国会がストックホルム以外の場所で開催されることを決定することができる。国会が開会中の場合は、国会又は国会議長が開催の場所を決定する。

第二条 王国が戦争状態又は臨戦状態にある場合、状況から必要であれば、国会の内部で選出された戦争本部が国会に代替

するものとする。

王国が戦争状態にある場合、国会法の細則に従つて、戦争本部が国会に代替すべき旨の命令が外交委員会の委員によつて宣言される。命令が宣言される以前に、可能であれば、総理大臣との協議が行われなければならない。戦争状態のため外交委員会の委員が委員会開催を妨げられる場合には、政府が右の命令を宣言することができる。王国が臨戦状態にある場合には、前記の命令は、外交委員会の委員が総理大臣と共同してこれを宣言する。この場合、命令には、総理大臣及び七人の外交委員会の委員の一致が必要である。

戦争本部及び総理大臣は、共同して、又は各個に、国会がその権限を回復すべき旨の決定をすることができる。

戦争本部の構成については、国会法に定める。

第三条 戦争本部が国会に代替している間、同本部は、本来ならば国会に帰属する権限を行使する。ただし、第十二条第一項第一文又は第二項若しくは第四項に定める決定をすることはできない。

戦争本部は、自らその活動の形式を決定することができる。

第四条 王国が戦争状態にあり、その結果政府がその職務を執行できない場合、国会は政府の樹立と右の政府の活動形式を定めることができる。

第五条 王国が戦争状態にあり、その結果国会又は戦争本部がその職務を執行できない場合、政府は、王国を防衛し、戦争

を終結させるために必要と認められる限度で、上記の職務を処理することができる。

政府は、第一項に基づき基本法、国会法及び国会議員選挙のための法律を制定し、改正し、又は廃止することはできない。

第六条 王国が戦争状態若しくは臨戦状態にあり、又は王国の置かれた戦争状態若しくは臨戦状態により生じた非常事態が存在する場合、政府は、法律の授權に基づき、命令によつて基本法に従えば法律によつて宣言されるべき事項について規定を制定することができる。防衛の準備にてらして必要とされる場合には、右の他、政府は、法律の授權に基づき、命令によつて、物資の調達その他の処分に関する法律で宣言された規定の適用を開始又は終了すべき旨を定めることができる。

第一項に定める授權を伴う法律においては、右の授權が行はれるべき要件が正確に示されなければならない。授權は、基本法、国会法、又は国会議員の選挙のための法律を制定し、改正し、又は廃止する権利をもたらすものではない。

第七条 王国が戦争状態又は直接的臨戦状態にある場合には、第二章第十二条第三項はこれを適用することができない。その他の場合であつて、戦争本部が国会に代替した場合も同様である。

第八条 王国が戦争状態又は直接的臨戦状態にある場合には、政府は、国会の授權に基づき、基本法に従えば政府に帰属す

る職務が他の官庁によつて執行されるべき旨の決定をすることができ、右の授權には、第五条又は第六条による権限を含ませることはできない。ただし、問題のある事項に関する法律の適用を開始する旨の決定に関する場合を除く。

第九条 停戦の協約の延期が王国に対する危険を意味する場合、政府は、国会の承認を得ることなく、又は、外交委員会と協議することなしに、右の協約を締結することができる。

第二〇条 国会又は政府は、被占領地域の決定をすることはできない。被占領地域では国会議員又は國務大臣の資格のある者に帰属する権限を行使することはできない。

被占領地域において、防衛努力及び抵抗活動並びに市民の保護及びスウェーデンの利益に最もよく役立つ方法で行動することは、すべての公的機関の義務である。いかなる場合においても、公的機関は、国民の権利の規則に反して、何人であれ王国の市民を占領軍を援助するように義務づけるような決定又は措置を宣言することはできない。

国会議員又はコムーンの決定機関への選挙は、被占領地域ではこれを行うことはできない。

第二一条 王国が戦争状態にある場合、国家元首は政府に従ふものとする。国家元首が被占領地域又は政府の所在地以外の場所にいる場合には、国家元首は、元首としての職務を執行することを妨げられる。

第二二条 王国が戦争状態にある場合、国会議員の選挙は、国

会の決議のあつたときのみ行うことができる。王国が臨戦状態にある場合、通常選挙を行わなければならないとき、国会は、選挙を延期することを決議することができる。右の決議は、一年以内及びその後最高一年の中間期間において、再審議されなければならない。本項に定める決議は、国会議員の四分の三以上が賛成したときにのみ効力を生じる。

王国の一部が占領されている場合、選挙を行わなければならないとき、国会は、第三章の規則について必要とされる修正を決議することができる。ただし、第三章第一条第一項、第二条、第六条第一項及び第七条ないし第十一条についての例外を行うことはできない。第三章第六条第一項、第七条第二項及び第八条第二項において王国について定めるところは、選挙の行われる王国の部分に適用するものとする。全議席の最低十分の一は、調整議席でなければならない。

第一項の結果規定された日時に行われなかつた通常選挙は、戦争状態又は臨戦状態が終了した後できるだけ速やかにこれを行わなければならない。協議の上又は各個にこのため取ることが必要な措置を行うことは、政府及び国会議長の義務である。

本条の結果通常選挙が本来実施されるべき日時以外の時に行われた場合、国会は、国会法に従つて通常選挙が行われるべき月に、最初に上げた選挙の後三年又は四年の間に、右の選挙の直後の通常選挙の日時を定めなければならない。

第一三条 王国が戦争状態若しくは臨戦状態にあり、又は王国の置かれた戦争状態若しくは臨戦状態により生じた非常事態が存在する場合、コムーンの決定権は、法律に定められた方法で行使されなければならない。

経過規定（以下編略）